

# お知らせ

## 特設行政相談所を開設します

役所の手続きやサービスについてこんなことはありませんか? 「困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない」「役所の説明や事務の取扱いが納得できない」「制度や仕組みがわからない」など。

### ◆期日

10月25日

### ◆時間と場所

9時～12時

トナムコミュニティセンター

14時～17時

占冠村コミュニティプラザ

### ◆占冠村担当相談委員

五十嵐正子

### ■お問い合わせ先

総務課総務担当

電話 56・2121

## 全道一斉すずらん無料法律相談会のお知らせ

弁護士があなたの町にうかがい、無料の相談をいたします。

### ◆相談日時

10月15日 13時～16時

### ◆相談場所

占冠村総合センター 2階

相談室

### ◆相談料

無料  
◆予約開始日  
10月1日

### ■予約・お問い合わせ

市川・今橋法律事務所

電話 011・281・3343

## 地方税合同公売会開催について

道内初の取り組みとなる道と上川管内の市町村が連携して行う合同公売会を開催しますので、多くの方の来場をお待ちしています。

『公売』とは、地方税の滞納者から差し押さえた動産(物品)を一堂に陳列し、せり売りすることで、会場では、公売物品を実際に手に触れて品定めすることができ、ご参加することもできます。

公売予定物件は10月中旬に発表・閲覧できる予定です。合同公売会に関する詳しい内容については道税ホームページ (<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/kzi/index.htm>) で確認いただくか、上川総合振興局へ直接電話でお問い合わせください。

### ◆日時

11月10日 10時～15時

### ◆場所

旭川市民文化会館

### ◆参加団体

上川総合振興局、上川管内の市町村、上川広域滞納整理機構

### ■お問い合わせ

上川総合振興局納税課

電話 0166・46・5937

## 「税を考える週間」書道展のお知らせ

村では小学校3年生から中学生の協力のもと、次のおり書道展を開催しますので、ぜひお立ち寄りください。

### ◆展示場所・期間

●占冠村総合センター ロビー

11月7日～13日

●トナムコミュニティセンター ロビー

11月15日～21日

国税庁では11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、税の意義や役割、適正な申告及び納税の必要性をともに考え、税に関する意識を高めていただく期間としています。

国税庁のホームページに「税の学習コーナー」があり、クイズやゲームなどにより、楽しみながら税金について学ぶ参加型のページですので、ご覧ください。

【参考】国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

### ■お問い合わせ

## 住民懇談会のお知らせ

住民懇談会(秋)を開催します。行政の動きのお知らせや、住民の皆さまの声を村政に生かす場として例年行っています。日程は次のとおりです。皆さまのご都合に合わせて、会場にお越しください。

お待ちしております。

10月31日(水) トナムコミュニティセンター

11月1日(木) 占冠地域交流館

2日(金) 美園地区集会所

5日(月) 双珠別住民センター

6日(火) 川添団地集会所

7日(水) 占冠コミュニティプラザ

※各会場とも18時30分～21時を予定しています。

### ■お問い合わせ

企画商工課広報担当 電話56-2124

## 運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

### ■優良講習

◎10月5日(金) 13時～

◎10月15日(月) 13時～

◎11月5日(月) 13時～

◎11月15日(木) 13時～

### ■一般講習

◎10月5日(金) 14時～

◎10月15日(月) 14時～

◎11月5日(月) 14時～

◎11月15日(木) 14時～

### ■違反講習

◎10月10日(水) 13時～

◎10月25日(木) 13時～

◎11月26日(月) 13時～

### ■初回講習

◎11月9日(金) 13時～

# お知らせ

総務課税務担当  
電話 56・2125

## 「緊急地震速報」

緊急地震速報は、地震による強い揺れが予測される地域を、強い揺れがくる前に素早くお知らせする情報で、平成19年10月1日からテレビやラジオなどで皆さんに向けて提供を開始しています。

強い揺れがくる前に身を隠すなどの危険回避行動をとることができれば、地震被害の軽減が期待できます。また、この情報を有効に活用し、身の安全を図っていたくためには、地震の揺れを感じなくても、緊急地震速報を見聞きしたら、「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが重要です。

## ■お問い合わせ

旭川地方気象台総務課  
電話 0166・32・7101



## 『労働トラブルの解決を支援』

突然の解雇や賃金未払いなど、個々の労働者と使用者間に発生した労働紛争の解決に向け、専門のあつせん員がお手伝いします。

利用は無料で当事者のプライバシーは厳守。

札幌から遠い地域は現地に  
出向きます。どうぞご利用ください。

## 【労働相談】

労働相談ホットライン

電話 0120・81・6105  
月～金曜日 12時～20時  
(祝日、年末年始を除く)

## ■お問い合わせ

北海道労働委員会事務局調  
整課個別対策グループ  
電話 011・204・5667

## 雇用調整助成金及び被災者雇用開助成金の要件が変わります

平成24年10月1日以降、雇用調整助成金及び被災者雇用開助成金の要件が一部見直されます。詳しくは北海道労働局またはハローワークへお問い合わせください。

<http://hokkaido-roundouky>

[oku.site.mhlw.go.jp/](http://oku.site.mhlw.go.jp/)

## ■お問い合わせ

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
電話 011・709・2311  
(内線3686)

## 占冠村職員人事

新規採用 9月1日付け



職員(看護師)  
山下志津江  
(トマム・占冠  
診療所主任)

## お詫びと訂正

広報9月号の記事に誤りがありました。

## ●15頁

「につっぱん郷土料理の旅」の中で、関東地方の県の中から「栃木県」が抜けていました。申し訳ありませんでした。

企画商工課広報担当



## 村営住宅入居者募集のご案内

### ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8,000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8,000円以下の方)

※单身の方でも入居できます。  
※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月1日(木)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当  
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当  
☎ 56-2172

### 募集団地 ●受付期限 10月15日(月)

●占冠地区 2戸	●トマム地区 3戸
○占冠団地 3DK 2戸	○トマム団地 3LDK 1戸
●中央地区 1戸	○第2トマム団地 3LDK 1戸
○第2千歳団地 4LDK 1戸	○第3トマム団地 3LDK 1戸

皆様の入居を  
お待ちしております

※みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。